

◇ 上智大学学則（抜粋）

（平成23年4月1日改正施行予定）

※上智大学学則全文は、公式ホームページ上に公開しています。

第1章 設立目的及び使命

第1条 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

第2条 本学は、カトリシズムの精神にのっとり、学術の中心として、真理を探究し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためにファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

4 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

第2章 大学の組織

第4条 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神学部	神学科
文学部	哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科
総合人間科学部	教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科、看護学科
法学部	法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科
経済学部	経済学科、経営学科
外国語学部	英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、イスパニア語学科、ロシア語学科、ポルトガル語学科
比較文化学部	比較文化学科
国際教養学部	国際教養学科
理工学部	物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科、機械工学科、電気・電子工学科、数学科、物理学科、化学科（化学専攻、応用化学専攻）

ただし、比較文化学部比較文化学科並びに理工学部機械工学科、電気・電子工学科、数学科、物理学科及び化学科については、第24条に定める入学者の募集を停止する。

2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。

3 第1項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第2条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第6条 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

第13条 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては4年とする。

第14条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 学期は、学年を分けて、春学期および秋学期とし、それぞれ次の期間とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

第17条 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 創立記念日（11月1日）
- (5) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
- (6) 春期休業

資料

資料

- (7) 夏期休業
- (8) 冬期休業
- 2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。
- 3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

第7章 授業科目及び単位

第19条 授業科目の種類は、全学共通科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

- 2 授業科目の編成は、別表第2に定める。
- 3 前項で定めるもののほか、教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

第20条 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

- 2 授業科目の単位は、前条別表第2に定めるところによる。

第22条 授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 1単位の計算基礎となる授業時間については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第8章 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

第23条 入学時期は、学年の初めとする。

- 2 前項にかかわらず、国際教養学部の入学時期は、各学期の初めとする。

第24条 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- 2 入学の許可は、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

第25条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

- (1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IBディプロマ及び成績評価証明書
- (2) その他必要書類
- 2 既納の入学検定料は、返還しない。

第26条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第27条 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 保証人連署の誓約書
- (2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」（日本国籍以外の国籍を有する者は、登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書の写し）
- (3) 出身高等学校等の卒業（修了）証明書
- (4) その他必要書類

第28条 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。

第29条 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

第30条 他の大学等（外国の大学、短期大学等を含む。）から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

- 2 編入学者に関する事項については、別に定める。

第31条 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

- 2 転部科に関する事項は別に定める。

第32条 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、連続2年、通算4年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間中に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

第33条 本学との間に協定がある国外大学か、又は学長が許可した学位授与権をもつ国外大学に留学を希望する者がある場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、これを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間中に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（留学中に修得した単位を含む。）及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入の場合を除き、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

第38条 本学に在学する年数は、8年を超えることができない。

2 前項の在学年数には、休学期間を含まないものとする。

第39条 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願う者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

第40条 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、教授会の議を経て学長が退学を決定する。

第9章 履修及び登録

第41条 全学共通科目については、外国語8単位、及び体育2単位を必修とし、合計30単位を修得しなければならない。

2 前項にかかわらず、神学部全学共通科目については、外国語8単位、体育2単位、及び情報2単位を必修とし、合計30単位を修得しなければならない。

3 第1項にかかわらず、比較文化学部の全学共通科目については、人間学2単位、外国語8単位、体育2単位、及び情報2単位を必修とし、合計32単位（選択必修14単位を含む）を修得しなければならない。

4 第1項にかかわらず、理工学部の全学共通科目については、人間学2単位、外国語8単位、体育2単位、及び情報2単位を必修とし、合計30単位（選択必修6単位を含む）を修得しなければならない。

5 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、教授会の議を経て学科科目の単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を12単位とする。

6 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあつては、充当できる単位の上限を4単位とする。

7 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目の範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目の履修を認めることがある。この場合において、当該科目の修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。

第42条 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて94単位以上でなければならない。

3 前項の科目のうち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目の単位で代えることができる。

第43条 前2条の定めにかかわらず、外国人留学生（第24条第3号又は第7号に該当する外国人で、大学教育を受けるために来日した者をいい、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校又は日本においてこれに相当する学校を卒業した者を除く。）については、外国語科目（全学共通科目及び学科科目の外国語）の単位のうち8単位を日本語又は日本事情に関する授業科目の単位で代えることができる。

2 前項にかかわらず、神学部における編入学生の履修方法については、別に定める。

第45条 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭

和29年文部省令第26号)にのっとり、第19条別表第2に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第3の定めるところによる。

第46条 教職に関する科目の単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。

第47条 学芸員の資格を得ようとする者は、第19条別表第2に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目の単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目の単位として計算することができる。

第49条 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。

第50条 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

第10章 試験及び卒業

第52条 試験は定期試験、臨時試験とし、定期試験は学期末に行う。

第54条 病気その他やむをえない事情で試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

第55条 授業科目の成績評価は、上位よりA(100～90点)、B(89～80点)、C(79～70点)、D(69～60点)、F(59点以下)、P、X、Iの評語をもって表示し、A、B、C、D、Pを合格、F及びXを不合格、Iを評価保留とする。

2 前項にかかわらず、履修中止科目をW、認定科目をNと表示する。

3 第1項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆるGrade Point Averageに相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。

4 前項に定めるGPAは、成績評価のうち、Aにつき4.0、Bにつき3.0、Cにつき2.0、Dにつき1.0、Fにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W、N、P、X、Iとして表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。

第57条 第13条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 卒業の期日は、毎年3月31日又は9月20日とする。

3 卒業に必要な単位は、124単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。（表略）

第57条の2 本学に3年以上在学し、前条第1項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第13条に定める修業年限に満たない卒業（以下、「早期卒業」という）を希望する場合は、当該学部の教授会の議を経て学長が卒業を認定することができる。

2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。

3 前条第2項は、早期卒業についてもこれを準用する。

第58条 卒業者には、学士の学位を与える。

2 学位には学部学科別に次の専攻分野の名称を付記する。

学部	学科	専攻分野
神学部	神学科	神学
文学部	哲学科 史学科 国文学科 英文学科 ドイツ文学科 フランス文学科 新聞学科	哲学 史学 文学 文学 文学 文学 新聞学
総合人間科学部	教育学科 心理学科 社会学科 社会福祉学科 看護学科	教育学 心理学 社会学 社会福祉学 看護学
法学部	法律学科 国際関係法学科 地球環境法学科	法学 法学 法学

学部	学科	専攻分野
経済学部	経済学科 経営学科	経済学 経営学
外国語学部	英語学科 ドイツ語学科 フランス語学科 イスパニア語学科 ロシア語学科 ポルトガル語学科	外国研究 外国研究 外国研究 外国研究 外国研究 外国研究
比較文化学部	比較文化学科	比較文化
国際教養学部	国際教養学科	国際教養
理工学部	物質生命理工学科 機能創造理工学科 情報理工学科 機械工学科 電気・電子工学科 数学科 物理学科 化学科 化学専攻 応用化学専攻	理工学 理工学 理工学 工学 工学 理学 理学 理学 理学 工学

第11章 賞罰

第59条 人物及び学術優秀な学生は、選考によって授賞する。

第60条 本学学生にしてその本分に反した行為があったと認められたときは、その軽重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
- (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

第12章 納付金及び授業料等

第62条 第27条に定める入学に必要な納付金は、別表第4のとおりとする。

第63条 学生は、別表第4の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きによって分納することができる。

第64条 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。

第65条 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第4のとおりとする。

第66条 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

第13章 奨学

第67条 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することがある。

2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

第68条 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させることがある。

第14章 交換留学生、特別聴講生、科目等履修生及び聴講生

第69条 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。

第70条 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、特別聴講生の受入を許可することができる。

第71条 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受入を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。

第72条 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講に関する事項は、別に定める。

第16章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

第77条 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。

第78条 本学は、学生及び教職員の健康を管理するため保健センターを置く。

2 保健センターに関する事項は、別に定める。

第79条 学生は、学年ごとに保健センターにおいて健康診断を受けなければならない。

第80条 学生は、傷病の際、保健センターを利用することができる。

第17章 学生寮

第81条 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

第18章 公開講座及び各種講習会等

第82条 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。

2 前項に関する事項は、別に定める。

第19章 雑則

第83条 本学則に掲げる諸条項を実施するに当たり、必要ある場合は、細則を別に定めることができる。